

浜松市私立幼稚園における2歳児の定期的な預かり事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 私立幼稚園において、保育を必要とする2歳児を定期的に預かることにより、多様な保育ニーズに応え、待機児童対策をすることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びにこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条により設置認可された私立幼稚園
- (2) 2歳児の定期的な預かり事業 「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号)の別紙「一時預かり事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)
「4 実施方法」に規定されているもののうち「(3)幼稚園型」をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、2歳児の定期的な預かり事業とし、その実施に当たっては、実施要綱によるものとする。なお、当該事業を利用した場合の保護者負担については、負担が過大とならないよう配慮しつつ当該私立幼稚園が定めるものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1)私立幼稚園において2歳児の定期的な預かり事業を実施する者
- (2)市税を完納している者

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、2歳児の定期的な預かり事業の実施に要する人件費、給食費その他必要な経費とする。

2 交際費、食糧費、慶弔費及び団体運営に係る人件費は補助対象外とする。

(補助基準額)

第6条 補助金の額は、私立幼稚園ごとに、補助対象経費の実支出額から保護者負担、その他の収入金を控除した額と別表により算定された額(いずれも児童1人当たりの日額)の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に、

次に掲げる書類を添付して、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 収支予算書（第3号様式）
 - (3) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
 - (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）
 - (5) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）
- （交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行う。

2 市長は、前項の決定をしたときは、交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第9条 前条第2項の交付決定通知を受けた者が、年度途中において、当該交付決定に係る事業内容を変更する必要があるときは、補助金変更交付申請書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
 - (2) 変更収支予算書（第3号様式）
- （変更の決定）

第10条 市長は、前条の申請を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、変更交付決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第11条 第8条第2項又は前条の決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第2号様式）
 - (2) 収支決算書（第3号様式）
- （補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、事業の成果が補助金の交付の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第13条 市長は、第8条第2項又は第10条の決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合、第8条又は第10条の決定を取り消すとともに、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付決定を受けた場合

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合

(3) 補助金を他の用途へ使用した場合

(4) その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

(遵守すべき事項)

第 1 4 条 当該事業を実施する事業者は、保護者負担を徴収する場合、負担額の軽減に努めること。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 1 1 月 1 日から施行し、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの補助金に適用する。

別表

補助基準額（児童 1 人当たり日額）	
(1) 基本分	1,850 円
(2) 長時間加算（8 時間を超えた利用）	
ア 超えた利用時間が 2 時間未満	230 円
イ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	460 円
ウ 超えた利用時間が 3 時間以上	690 円

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先） 浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

補助金交付申請書

次の事業について交付を受けたいので申請します。

記

1 交付を受けようとする事業

2 歳児の定期的な預かり事業

2 園名

3 補助金交付申請額 金 円

4 添付書類

(1) 補助金を受けようとする理由書

(2) 事業計画書（第2号様式）

(3) 収支予算書（第3号様式）

(4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）

(5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

(6) 暴力団排除に関する誓約書（第5号様式）

(7) 園則

第2号様式（第7条、第9条、第11条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業報告書）

1 園名

2 利用児童数

月	実施 日数	利用 児童数	左のうち、長時間利用児童数		
			2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上
合計					

3 保護者負担（利用料）

区分	利用料（円）

第3号様式（第7条、第9条、第11条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 園名

2 収支予算

【収入】

単位：円

区分	予算（決算）額	備考
合計		

【支出】

単位：円

区分	予算（決算）額	備考
合計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

第4号様式(第7条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

補助金交付申請者

住所(または所在地)

フリガナ

氏名(または法人名)

印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

法人設立年月日

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市私立幼稚園における2歳児の定期的な預かり事業費補助金交付要綱第4条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市私立幼稚園における2歳児の定期的な預かり事業費補助金

第5号様式（第7条関係）

暴力団排除に関する誓約書

浜松市私立幼稚園における2歳児の定期的な預かり事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜松市長

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付する事業 浜松市私立幼稚園における2歳児の定期的な預かり事業費補助金
- 2 園名
- 3 交付決定額 金 円
- 4 交付の条件
 - (1) 補助金を当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - (2) 子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年7月20日府子本第474号）第5条に掲げる事項を条件として交付するものであること。
 - (3) 利用者の実績を実施月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。ただし、3月実施月の報告については、市長が定める日までに報告しなければならない。
 - (4) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告をしてその指示を受けること。
 - (7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - (8) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
 - (9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先） 浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

補助金変更交付申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定を受けた浜松市私立幼稚園における2歳児の定期的な預かり事業費補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 園名

2 変更の内容

3 変更の理由

4 変更交付申請額 金 円

5 添付書類

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）

第8号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった浜松市私立幼稚園における2歳児の定期的な預かり事業費補助金について、次のとおり交付決定の内容を変更したので通知します。

記

1 園名

2 変更交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) 補助金を当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成28年7月20日府子本第474号)第5条に掲げる事項を条件として交付するものであること。
- (3) 利用者の実績を実施月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。ただし、3月実施月の報告については、市長が定める日までに報告しなければならない。
- (4) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告をしてその指示を受けること。
- (7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (8) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (9) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先） 浜松市長

住所（所在地）

報告者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

補助事業完了報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号について浜松市私立幼稚園における
2歳児の定期的な預かり事業が下記のとおり完了したので報告します。

記

1 園名

2 完了年月日 年 月 日

3 事業の内容及び成果 別紙「事業報告書（第2号様式）」のとおり

4 確定を受けたい額 金 円

5 添付書類

(1) 事業報告書（第2号様式）

(2) 収支決算書（第3号様式）

第10号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付けの事業完了報告書を審査した結果、下記の金額を浜松市私立幼稚園における2歳児の定期的な預かり事業費補助金として確定します。

記

1 園名

2 確定額 金 円